

宮城県農業次世代人材投資事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）別記1（以下「実施要綱」という。）に基づき、農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）及び市町村が行う農業次世代人材投資事業（以下「事業」という。）に要する経費について、当該センター及び市町村に対し、予算の範囲内において宮城県農業次世代人材投資事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、農業経営対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象及び補助率)

第2 宮城県農業次世代人材投資資金の事業の内容、事業実施主体、交付対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 準備型又は経営開始型の農業次世代人材投資資金の交付に関する事業実施主体で定める規則等
- (2) その他知事が必要と認める書類

(事業の着手)

第4 事業実施主体は、規則第4条の規定による交付決定後に補助事業に着手するものとする。ただし、交付決定前に着手する場合にあっては、実施要綱別記1第8の1の(3)又は(4)により計画の承認を受け、補助金の交付が確実となったのち、その理由を明記した別記様式第2号を知事に提出するものとし、交付決定前までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容について、別表の重要な変更を行う場合においては、実施要綱第8の1の(3)または(4)の規定及び(5)の規定に基づき、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により、知事の承認を得ること。

(3) 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 計画の変更により事業費が増減する場合においては、別記様式第4号を知事に提出し、交付金額の変更承認を受けること。ただし、別表の重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。

(概算払等の請求)

第6 事業実施主体は、規則第15条の規定により概算払を請求するときは、別記様式第5号により概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7 事業実施主体は、事業を完了したときは、規則第12条第1項の規定により、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金等の経理)

第8 事業実施主体は、事業について帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、規則第20条の規定により、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出数及び経由)

第9 この要綱により知事に提出する各書類の部数は正副各1部の計2部とし、事業を所轄する地方振興（又は地域）事務所長（以下「所長」という。）を経由し、所長はその写しを保管するものとする。ただし、センターにあつては、特に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月15日から施行し、平成24年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る交付金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 14 日から施行し、平成 29 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 20 日から施行し、令和 5 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 22 日から施行し、令和 6 年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

区 分	経 費	事業実施主体	補 助 率	重要な変更
農業次世代人材投資事業	事業実施主体が農業次世代人材投資事業に要する次に掲げる経費		定額 (ただし、経費の欄に掲げる①及び②については1人当たり交付期間1年間につき150万円以内、 なお、実施要綱第5の2の(2)のイの要件を満たす場合は交付期間1年間につき225万円以内、④については、実施要綱第10の3で規定する額)	ア 新規就農者数に関する目標 イ 資金の交付計画における資金総額の増又は30%を超える減 ウ 経営発展支援金の交付計画における支援金総額の増又は30%を超える減 エ 準備型の交付主体 オ 推進事業費の増加
	①準備型	農業経営・就農支援センター		
	②経営開始型	市町村		
	③推進事業	農業経営・就農支援センター、市町村		
	④経営発展支援金事業	市町村		

年度宮城県農業次世代人材投資事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、宮城県農業次世代人材投資事業補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費（又は）補助事業に要した経費） A + B	負担区分		備考
		国庫補助金 A	その他 B	
(1) 準備型	円	円	円	
(2) 経営開始型				
(3) 推進事業				
(4) 経営発展支援金事業				
合 計				

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
(1) 準備型	円	円	円	円	
(2) 経営開始型					
(3) 推進事業					
(4) 経営発展支援 金事業					
合 計					

6 添付書類

事業実施主体の本補助金の交付に関する規則等

(担当 :)

別記様式第2号

年度宮城県農業次世代人材投資事業補助金交付決定前着手届

番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので承知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前に 着手する理由
		うち国費			
農業次世代 人材投資事業	千円	千円	年 月 日	年 月 日	

(担当 :)

別記様式第3号

年度宮城県農業次世代人材投資事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった宮城県農業次世代人材投資事業については、宮城県農業次世代人材投資事業補助金交付要綱（平成24年6月15日施行）第5条第2号の規定により、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止期間
- 3 今後の見通しと対策

（担当： ）

別記様式第4号

年度宮城県農業次世代人材投資事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった宮城県農業次世代人材投資事業については、宮城県農業次世代人材投資事業補助金交付要綱（平成24年6月15日施行）第5条第4号の規定により下記のとおり計画を変更し、金円の増額（減額）承認を受けたいので申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。）

（注）1 交付決定済額及び変更後の補助金交付申請額を「変更計画の内容」に明記すること。

2 添付書類については、別記様式第1号に準ずる。

（担当： ）

別記様式第 5 号

年度宮城県農業次世代人材投資事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった宮城県農業次世代人材投資事業について、宮城県農業次世代人材投資事業補助金交付要綱（平成 24 年 6 月 1 5 日施行）第 6 の規定により、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

年 月 日現在

区 分	補助 事業に 要する 経費	国庫 補助金 A	既受領額 B	今回請求額 C	残額 A－（B＋C）	事業 完了 予定 年月日	備考
(1)準備型	円	円	円	円	円		
(2)経営 開始型							
(3)推進 事業							
(4)経営発 展支援金 事業							
計							

振込先

- 1 口 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
2 口座名義人：〇〇〇〇〇〇〇〇
3 概算払（請求）理由：

（担当： ）

年度宮城県農業次世代人材投資事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった宮城県農業次世代人材投資事業について、宮城県農業次世代人材投資事業補助金交付要綱（平成24年6月15日施行）第7の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に 要した経費 A + B	負担区分		備考
		国庫補助金 A	その他 B	
(1) 準備型	円	円	円	
(2) 経営開始型				
(3) 推進事業				
(4) 経営発展支援 金事業				
合 計				

4 事業完了年月日 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
(1) 準備型	円	円	円	円	
(2) 経営開始型					
(3) 推進事業					
(4) 経営発展支援 金事業					
合 計					

6 添付書類

(担当 :)